平成２５年（フ）第５号
堺市南区竹城台１丁２番35―505号、開始決定時の住所堺市南区片蔵1449番地414
破産者　越智　　昭
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０１４号
兵庫県加古郡稲美町国岡２丁目５番地16、従前の住所兵庫県芦屋市海洋町１番３号
破産者　シャーバグーンこと　ＳＨＡＨＢＡＧＨＯＮ
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４１号
熊本県上益城郡御船町大字木倉1402番地７、前住所熊本県上益城郡甲佐町大字中山332番地
破産者　西坂　邦昭
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５７号
北海道札幌市中央区南15条西15丁目１番17―801号、開始決定時の住所北海道美唄市東１条北２丁目２番６号
破産者　川西　良司
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第１５６号
北海道苫小牧市日吉町３丁目８番２号
破産者　岸本　憲宜
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１６２号
静岡市葵区千代２丁目17番８号
破産者　竹川　誠次
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５７号
愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字平塚183番地Ａ号
破産者　戸梶　光蔵
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２４３号
愛知県岩倉市神野町郷浦５番地　岩倉アイリス402号
破産者　尾家　朱美
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２５号
愛知県稲沢市日下部松野町１丁目169番地
破産者　クニテックこと　大西　邦男
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第６４号
滋賀県守山市守山６丁目14番21号
破産者　渡部　利樹
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６５号
滋賀県草津市志那中町22―４、住民票上の住所滋賀県栗東市綣３丁目８番23―1211号
破産者　成瀬　恵美（旧姓矢野）
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５７号
香川県丸亀市中津町137番地３
破産者　佐久間大典
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第１２３号
香川県丸亀市土器町西８丁目399番地　スカイヒルズＥ棟103号、破産手続開始決定時の住所香川県仲多度郡まんのう町東高篠927番地11
破産者　塩田　勝子
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１９０号
熊本市東区小峯１丁目５番104号
破産者　生田　　健
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１３２号
宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋919番地
破産者　白井　久雄
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定

平成２５年（フ）第６３４２号
埼玉県春日部市梅田１丁目８―37―107
破産者　矢菅　正美
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６３５５号
東京都大田区鵜の木２丁目37―12―206
破産者　鈴木　恵二
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６３６０号
東京都葛飾区堀切２丁目35―13
破産者　本間　孝子
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部